

令和3年12月16日

報道機関各位

県土整備部都市計画課

第148回青森県都市計画審議会を開催します  
(当日取材依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日時 令和3年12月22日(水)  
午後2時30分から午後4時30分まで(予定)
- 2 場所 青森県庁西棟8階大会議室
- 3 審議案件
  - (1) 野辺地都市計画道路の変更(青森県決定)について  
【1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線(地域高規格道路下北半島縦貫道路の一部)】
  - (2) 東北都市計画道路の変更(青森県決定)について  
【1・5・1号後平湯田平線(地域高規格道路下北半島縦貫道路の一部)  
及び1・5・2号柳平線(県道後平青森線の一部)】
  - (3) 三沢都市計画道路の変更(青森県決定)について  
【3・4・3号中央町金矢線(県道三沢七戸線の一部)】
  - (4) 六戸都市計画道路の変更(青森県決定)について  
【3・6・1号中央町金矢線(県道三沢七戸線の一部)】
  - (5) 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)について
  - (6) 建築基準法第52条第8項第1号による区域の指定(青森県知事指定)について

|      |                     |              |
|------|---------------------|--------------|
| 担当課  | 県土整備部 都市計画課         |              |
| 担当者  | 都市計画・景観G 総括主幹 楠美 一誠 |              |
| 電話番号 | 内線                  | 6775         |
|      | 外線                  | 017-734-9681 |
| 報道監  | 県土整備部次長 類家 正剛       |              |

## 第148回青森県都市計画審議会次第

日 時 令和3年12月22日（水）

午後2時30分～午後4時30分

場 所 青森県庁西棟8階大会議室

### 1. 議 事

- (1) 議案第1号 野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (2) 議案第2号 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (3) 議案第3号 三沢都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (4) 議案第4号 六戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (5) 議案第5号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）について
- (6) 議案第6号 建築基準法第52条第8項第1号による区域の指定（青森県知事指定）について

# 青森県都市計画審議会委員名簿(令和3年11月19日現在)

都市計画課

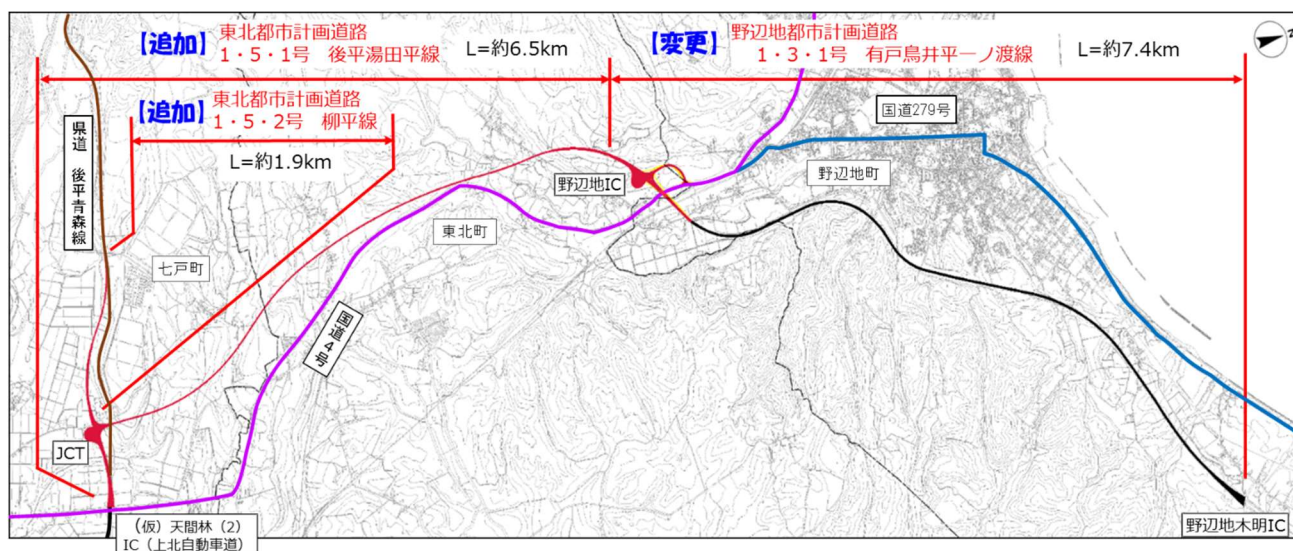
| 区分  | 役職              | 氏名   | 役職等                                |
|-----|-----------------|------|------------------------------------|
| 第一号 | 学識経験を有する者       | 会長   | 馬渡 龍<br>八戸工業高等専門学校<br>産業システム工学科准教授 |
|     |                 | 会長代理 | 堀内 一穂<br>弘前大学大学院<br>理工学研究科助教       |
|     |                 | 委員   | 高樋 忍<br>(公社)青森観光コンベンション協会          |
|     |                 | 委員   | 古戸 睦子<br>(一社)青森県建築士会<br>前 理事       |
|     |                 | 委員   | 藤林 吉明<br>(公社)青森県宅地建物取引業協会会長        |
|     |                 | 委員   | 今 一憲<br>公募委員                       |
| 第二号 | 関係行政機関の職員       | 委員   | 坂本 修<br>東北農政局長                     |
|     |                 | 委員   | 稲田 雅裕<br>東北地方整備局長                  |
|     |                 | 委員   | 田中 由紀<br>東北運輸局長                    |
|     |                 | 委員   | 櫻井 美香<br>青森県警察本部長                  |
| 第三号 | 市町村長を代表する者      | 委員   | 小野寺 晃彦<br>青森県市長会会長                 |
| 第四号 | 県議会の議員          | 委員   | 森内 之保留<br>青森県議会議員                  |
|     |                 | 委員   | 岡元 行人<br>青森県議会議員                   |
|     |                 | 委員   | 山田 知<br>青森県議会議員                    |
| 第五号 | 市町村の議会の議長を代表する者 | 委員   | 佐藤 洋治<br>青森県町村議会<br>議長会会長          |

計15名

- 【案 件】 (1) 野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）について  
(2) 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について

【概 要】

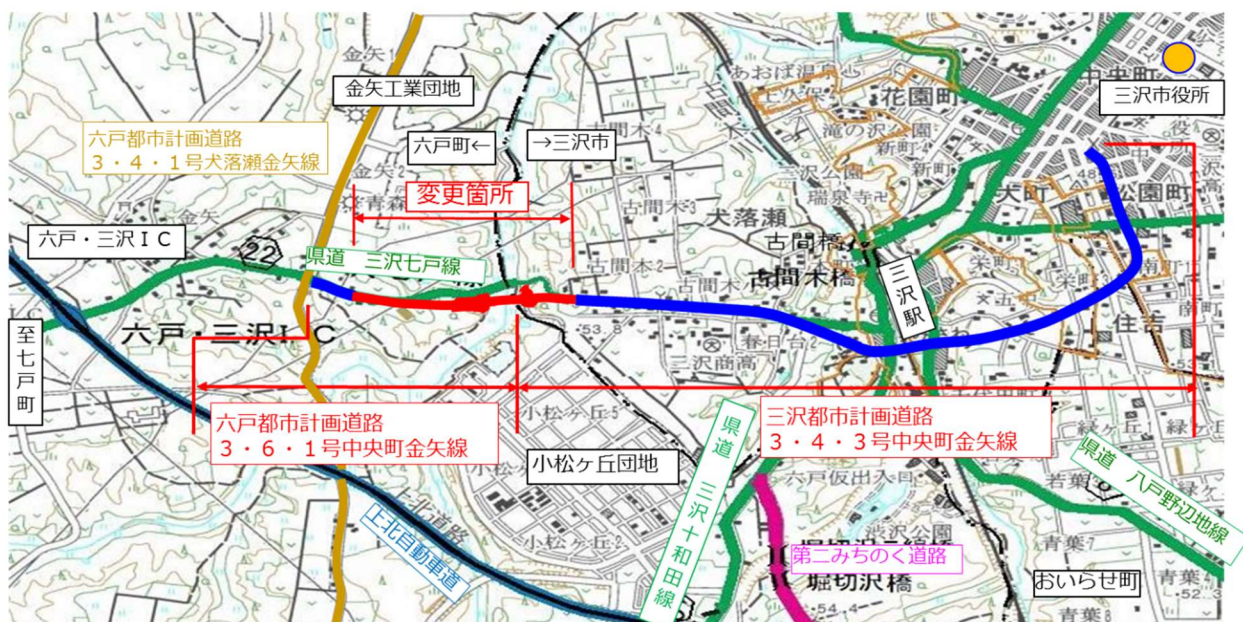
野辺地及び東北都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案して街路網を検討した結果、自動車専用道路（下北半島縦貫道路及び県道）の追加及びICの形状と本線延伸の変更を行い、より高度な都市機能の維持及び増進を図るものである。



- 【案 件】 (3) 三沢都市計画道路の変更 (青森県決定) について  
(4) 六戸都市計画道路の変更 (青森県決定) について

【概 要】

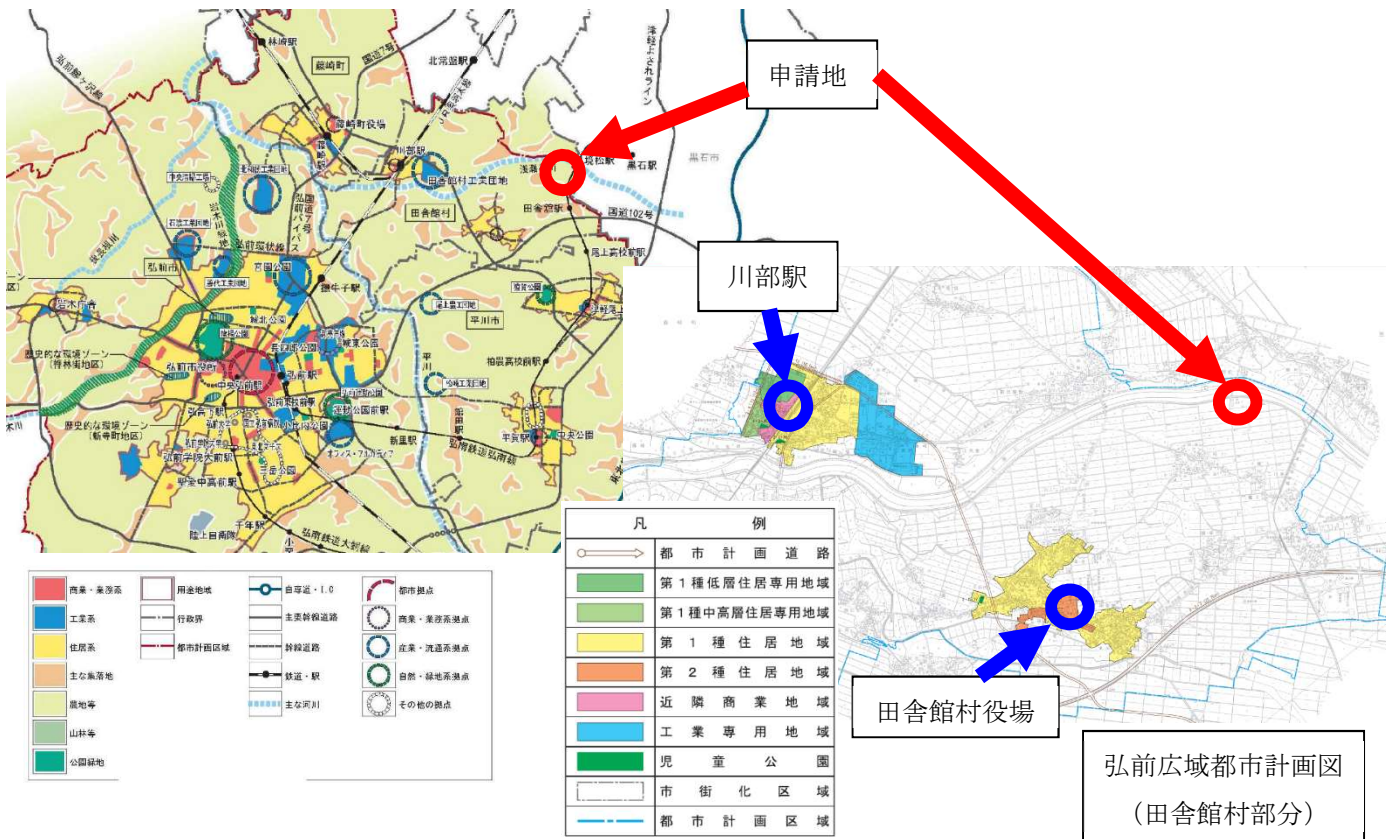
三沢及び六戸都市計画区域における幹線道路 (県道) の一部区間において、法面等の範囲が明確になったことから、必要な区域について追加し、都市機能の維持及び増進を図るものである。



【案 件】 (5) 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置 (青森県知事許可) について

【概 要】

本計画は、県内の各市町村における公共工事や民間工事で排出される産業廃棄物を焼却する施設を田舎館村に建築するものであり、都市内の位置、立地、敷地条件、施設計画、交通処置、環境対策の妥当性の評価において、問題がないと認められるため、建築基準法第51条のただし書きの規定により、許可しようとするものである。



【案 件】 (6) 建築基準法第52条第8項第1号による区域の指定  
(青森県知事指定) について

【概 要】

建築基準法第52条第8項において、一定の住宅系建築物について指定容積率の1.5倍を上限として容積率制限が緩和(特例措置)できるが、平成15年4月9日付け青森県告示第278号により、同項第1号の規定による区域の指定を行い特例措置の対象外とし、良好な市街地環境の維持・形成を図っている。

今回、令和3年9月1日施行によりおいらせ都市計画が施行されたことに伴い、おいらせ都市計画区域を同号の規定による区域の指定を行い、良好な市街地環境の維持・形成を図るものである。

